

途切れなく研究を続けていると、どの段階で発明にまとめて出願したら良いのか悩む、とのことである。

企業の製品開発では、目標が明確で、出願時期も計画的にできる。それに比べ、多くの教員等にとって、研究は知的好奇心による真理探究であり、タイムスケジュールを簡単に示せるものではない。しかし、中には、明確な課題を設定し、比較的長期のスパンで研究に取り組んでいる教員等もいる。その目標を達成すれば、特許出願のビッグチャンスとなる可能性は高い。

出願作業に入り話を聞くと、その目標を達成する過程においても、いくつかの技術的課題を克服し、実はその克服の過程で十分に発明になり得るものが見つかることも少なくない。機会があれば、研究者達に「技術的課題が出た時に、調べても文献等にも出てこない。人に聞いてもわからない。それを自分自身で解決したもの。それが発明である」と説明している。発明は目標を設定した1本の線上の到達点だけなのではなく、途中の横道、小径に生まれることも結構ある。私が審査官時代に担当していたインクジェットプリンタの研究開発が良い例である。インクジェットプリンタのインクの循環システムを開発していた研究者が、誤ってインクをつめた注射器針を、熱くなった半田ゴテに触れた。その瞬間、針の中のインクが飛び出した。これが今日のバブルジェットの発明のきっかけである。その研究者は知的財産の意識も十分に訓練されていたため、直ちに特許を出願し、今や、その製品はその会社の主力製品にまで成長している。

このようなものをセレンディピティ、つまり、予期せぬ掘出し物というのだそうだ（3Mのポストイットもこの類である）。これを得るには、発明への意識を持つておくことが必須である。意識がないと、ただ現象が通過して行ってしまうことになるからである。

そこで、この現象に出くわした時に、研究者にとっては悩みが浮上する「これを直ちに特許出願した方が良いのか、それとも理論解析を行って出願した方が良いのか」である。

例えば、現象A, B, Cがあったとする。この現象A, B, Cの全体を含む領域Dの権利を取ろうとする時、理論解析で理論付けすると、広い領域Dが特許化できる。もし、理論付けができていないと、特許請求範囲に含まれる1つ1つの現象、A, B, Cについて実験で確認し、確認できた範囲でしか権利は取れないことになる。つまり、広い領域Dで取得しようとするれば理論解析が必要となる、ということである。出願の方法としては、とりあえず現象A, B, Cで出願しておき、1年以内に理論解析できた場合には、国内優先出願で、前の出願を包含してしまう、というのがある。また1年は越えたが1年半以内であれば、前の出願が公開前であるので、似た出願内容であっても発明者が同一なので拒絶されることはない（特許法第29条の2）ことから、別出願で対応することができる。ただ1年半を越えてしまうと、前の出願が公開されて

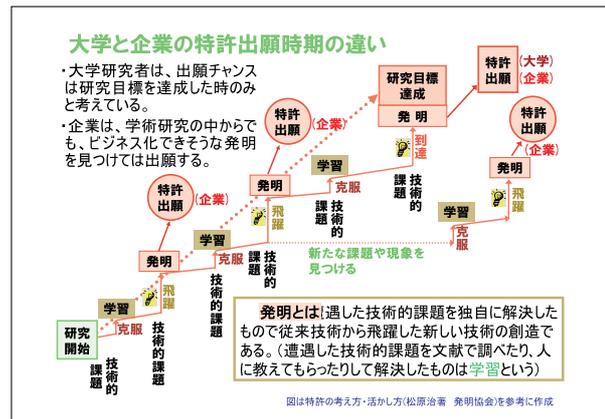


図20

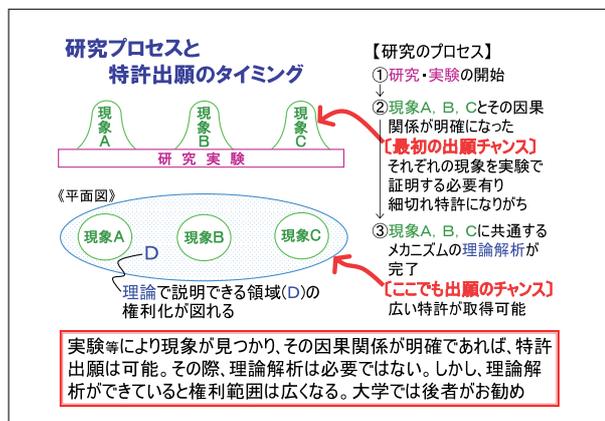


図21

いるので、たとえ自身の出願であっても、容易性で拒絶される可能性が高くなる、と覚悟すべきである。また、解析に良い結果が期待できそうであるが、期間が1年半以上かかりそう、そして第三者の出願はなさそう等の条件がそろった場合には、出願から1年3ヶ月以内に取下げて一旦公開を止め、改めて出願しなおす、等の方法もある。教員等は具体的に案件を抱えている時は、普段の知財セミナー等には出て来なくても、こういった説明は辛抱強く聞いてくれる。

3-5. 特許は創造か実験か

出願のタイミングと同様、研究現場からよくある質問に「特許出願に際して実験は必要か」ということがある。これは、一般論として説明しようとする、特許の基になる発明とは何か、どのような条件をクリアすれば特許が取得できるか、等を全て説明しなければならなくなる。それについては後ほど説明するとして、ここでは大学の関心事のみにスポットを当てて説明することにする。

大学研究者が知りたいのは、「研究成果物を特許出願するには、どの程度の内容を開示すれば良いか」、「実験データ等はどの程度準備すれば良いか」ということである。

特許法上、「発明は技術的思想」であり、思想、すなわち抽象的・概念的であるとしても、「技術的」という本来「産業上利用することができる」、つまり具体的な目的を達成するための思想である以上、それを満足させるための「具体性」がある程度必要である。

では、ある程度とはどの程度なのであろうか。

少なくとも、将来技術として成立する可能性（これは単なる可能性ではなく、技術的見地から確実性があることが必要である）を有するものでなければならないとされている。ただどの程度の具体性があれば確実性のある可能性を有するか否かは、それぞれの技術分野やその技術水準によって異なるので、技術分野ごとの特性を知るしかない。それには過去に特許になった公報を参考にするのが一番である。

特許の権利化を図る際に1つのアイデアから論理的な推考をめぐらせて実施可能なものを探っていく行為は、いわば創造行為であり、強い特許を取得するための常套手段である。この創造行為には、実験による証明や検証がなくても、十分に具体性を有しているといえるものもある（実際、特許になっている多くがこれである）。

しかし、実験による証明が求められている技術分野もある。医薬、化学、バイオ、合金等の分野は、多面的性質（属性）を持っているため、その構造や構成から明確に作用効果の予測が付きにくい。そのため、はたして、その結果が本当に実現できるのか？ 記載通りの効果が本当にあるのか？等、実験を経っていない部分は疑わしいとされ、発明が未完成であると見做される。よって、上述の分野においては、必ず実験で具体性を一つ一つ証明しておかなければならないことを忘れてはならない。かつて特許庁の審査官が特許庁内に設置されていた実験室で、実証実験をやっていた時代もあったが、今では出願人に検証をしてもらう形がとられているのである。また、特に注意しておかなければならないことは、もし、実験が必要な分野において、実験していないにもかかわらず、実験で確認した、とすると、「捏造」という、特許法以前の問題にまで発展する。明細書作成作業の過程で、関係者がより強い特許の創出を願うあまりに、勇み足によりうっかり書かれてしまうということも起り得るので、発明者自身による明細書原稿のチェックは非常に大切なことである。

3-6. 理想的な出願後の論文発表に落とし穴

論文発表を最重要視し、ついでに特許出願をしておくか、くらいの感じであった大学の文化

も、これまでの5年間の知財整備事業の効果があつたのか（世間の評判や関心度等で比較的重要と思われるテーマの研究が主ではあるが）、論文投稿前に特許出願を済ませておくことが増えてきた。新規性喪失の例外規定を用いた事務手続きの煩雑さや、欧州での特許が取れなくなることや、JSTによる海外出願支援を受けられなくなること等を考えると、非常に喜ばしいことである。しかしながら、論文発表前に出願を済ませたからと言って、問題が全て解決できたわけではない。

ここに大学特有の問題があるので詳しく説明する。

ほとんどの大学研究者は、出願後に論文発表を行うようになってきた。論文発表が迫っているのと出願の事務処理を急がされることもかなり起きていくらいである。

多くの論文発表は、査読審査を経て（フリーパスはそのまま）約3～6ヶ月で公表される。実は、この論文の公表が問題となるのである。

通常であれば、最初の研究テーマの出願後、派生した研究成果を一連に特許出願する場合、先の「出願のタイミング」の項で述べたとおり、最初の出願から1年半までであれば、特許取得は可能である（特許法29条の2）。

しかし、最初の出願直後に論文投稿したものが公表されると、その後の出願は、その公表になった論文から容易に発明できる「進歩性なしの発明」と判断され（たとえ発明者が本人であっても）、拒絶になる公算が大きくなる（特許法29条2項）。この状況は教員等にとっては、なかなか受け入れがたいことのようなのである。難しい論文査読をパスしたのに、何故それが特許の審査で拒絶になるのか？これは判断基準の違いに起因する。査読審査は、ある一定レベル以上の技術水準（論文雑誌を編集する学会の格付けだと査読委員は説明する）があり、これまで世の中にある論文と区別できる（特許では新規性にあたる）ことが条件とされていると聞く。土地の境界に例えると、隣地との境は杭や塀をつくれれば一応区別できる。故に非常に近く（隣）に存在する論文でも、その境界がはっきりさえすれば、パスすることになる。一方、特許では隣地は原則認めない。仮に明確に区別できたとしても、隣から容易に推考できたものと判断する。ある程度の距離が離れていないとパスしないのである。この距離を進歩性というが、どの程度離れば良いかは、技術分野でまちまちである（このことは後ほど説明する）。このように論文の場合には絶対的な技術水準の評価が求められるのに対して、特許はあくまで既存発明との相対的な評価がされる。故に世界的に著名な学術雑誌に掲載されるような技術レベルが極めて高い論文であっても、仮に「隣」が存在すれば、拒絶されることになる。このことは、教員等の特許に対する信頼度、端的に言えば、知財担当者への信頼にも影響することになるので、教員等が納得するまで、説明に時間を惜しまないほうが良いようである。

ところで企業では、出願の公開まで論文等の発表を控える、という戦略を取っているところも多い。大学でも同様にした方が良く、との声も一部で聞かれるが、これは、大学と企業のミッションの違いに目が向けられていない意見だと思う。大学が公表を一定期間制限することは、最大のミッションの一つである「知の伝承を通じての教育」に支障を来たしかねない。米国の特許法では、自分の発明を公表してから1年以内に出願すれば自分の発明によって拒絶されないという猶予制度（グレースピリオド）がある。これが日本ではわずか半年である。更に、欧州にはこの

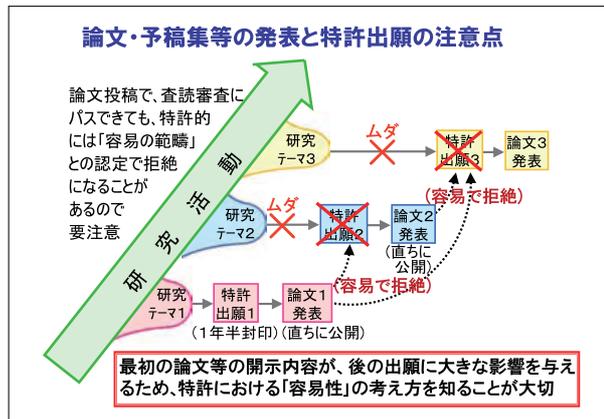


図22

ような制度が存在しないため、制度の設立を要望する声が出ていると聞く。知財分野において、日本が世界のリーダー格と言われるほどに成長したと言われている今日こそ、日本のリーダーシップで、制度のハーモナイゼーションを是非進めてほしいものである。世界各国においてイノベーションの推進が模索され、その源泉に「大学の知」が期待されている。この「大学の知」を有効に管理・活用しやすく、かつ教育活動とバランスが取れた環境作りを今こそ行うべきではないか、と、大学の知財を扱う者としては、切に思うところである。

3-7. 強い特許の取得法

3-7-1. 企業の特許強化戦略

最近、大学の教員等から出願依頼をされる時に「できるだけ強い特許にしてほしい」との注文がつけられる。以前の「権利さえ取れば満足」してくれていた時代と様変わりし、それだけ特許に関心を持っていただいているのだと感じる。

では、強い特許とはどんなものを言うのであろうか。

企業が高いコストをかけて何のために特許を取得しようとするかという、第三者に同じ製品や類似の製品を作らせないため、また、それによって自社製品の生産計画や販売価格をコントロールし、安定収益を得るためである。ここで大事なことは、同じ製品はもとより類似の製品の出現までも抑えておきたい、ということである。類似商品の出現はニーズを分散させかねない、類似商品を出現させないことは、特許の権利の取り方で十分に可能なことなのである。それには大きく二つの戦術がある。「コア技術特許の骨太化作戦」とコア技術製品の消耗品、特に収益性の高いものに対する「特許網構築作戦」である。それぞれについて少し詳しく説明する。

(1) コア技術特許の骨太化作戦

イ. 特許請求の範囲の構成要件の削減化

特許の技術的範囲（裁判所では権利範囲という）は、特許請求の範囲の記載でほとんど決まると考えて差し支えない。特許請求の範囲には、発明に必要な技術的事項（これを「構成要素」と言う）を書くように決められている。この際、構成要素をたくさん書くと、例えば、構成要素 a, b からなる爪切りより構成要素 a, b, c, d からなる爪切りの方が、権利範囲が広くなったと感じる人が結構いるが、実はそうではない。

この「構成要素」は、それぞれ一つ一つが「条件項目」である。例えば、結婚相手を選

ぶにあたって、四大卒で、大企業に勤め、年収は800万以上、マンション付き、イケメン、等々、条件項目が多いほど対象者の幅が狭くなる。この、「条件項目」が、特許で言う「構成要素」にあたり、この構成要素が多くなればなるほど権利範囲は狭くなるのである。そうかと言って、権利範囲を広くしようとして単に構成要素を少なくして文言上で拡張しても、発明の詳細な説明欄の実施例等、サポート要件が示されていないと、いざとなった場合、裁判所では期待したほどは権利範囲を広く認定してくれない。また、範囲を広げすぎると該当する先行文献がたくさん出てきて、拒絶される確率が高くなる。要は、先行発明との兼ね合いで決める必要があるのである。

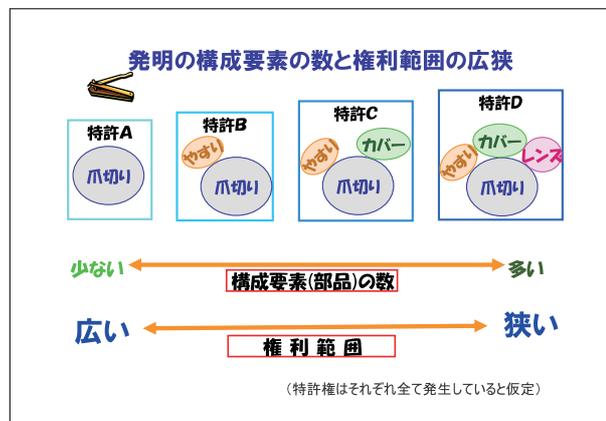


図23

ロ. 請求範囲の文言の上位概念化

請求範囲を記載する上で、言葉の表現、つまり用語の使い方で範囲は大きくかわる。当然、下位概念より上位概念で表現した方が範囲は広がる。コップというより容器、ボールペンというより筆記用具、携帯電話というより移動体通信機、録音機というより信号記録装置、と表現した方が範囲は広いことは誰にでもわかることである。このために表現が工夫され、時には造語であったりするために特許明細書が読みにくくなっている一因でもある。この時、広がった技術思想をサポートする実施例等を示しておくことは、イと同じである。

ハ. やや性能が落ちる技術も含めて権利化

発明は最良の技術（ベストモード）について権利を押さえることは当然であるが、やや性能が落ちる技術でも第三者が参入すると影響が出る可能性のあるものについても権利化を図っておくことが大事である。そのためには、この「少し程度が劣るもの」に対しても請求項を作っておくことがコツである。大学の教員等は、まず、このようなことはしないので、場合によると、教員等に説明し、知財担当者のところで作る必要がある。企業によってはロイヤリティーを払うより、少し性能を下げてでも権利を回避する道を選択することが十分にあり得るからである。

(2) 特許網構築作戦

企業の研究開発の目的は、企業間の競争を有利に展開して利益の最大化を図ることにある。そのために特許も十分に活用されている。一つのコア技術の現出に伴って、関連する付属製品の開発、それらへの特許網の構築は、日々ごく自然に行われている。

特に、収益性の高い消耗品に対しては、完璧なまでに特許の網がはられ、一つの技術に対して出願数で50件や100件は何ら珍しいことではない。バブルジェットプリンタのコア技術であるヘッド開発と併行しての消耗品であるインクカートリッジの特許出願の状況を見れば一目瞭然である。

3-7-2. 大学における対応策

企業はユーザーのニーズを予測して目標を定め、技術開発を計画的にできるが、大学はほとんどの場合、教員等の研究成果が突然生まれたりするため、とても計画的に云々できる世界ではない。企業の特許を「管理計画型」と言うとなると、大学の特許は「突然発生型」と言うことができる。大学は研究成果を自己実施できる機関でもないので、いいコア技術が現出しても付属の関連技術は何であるかなど、俄かにわからないのが普通である。企業のように特許担当者が数百人単位にいるのとは訳が違い、わずか数人で、しかも少ない予算をやりくりしていることから、前述した3-7-1-(2)の特許網構築作戦を遂行することは、大学ではほとんど困難である。この件に関しては、ライセンスした先の企業に全て任せて、教員等には精一杯、知識のアドバイザーになってもらうことも一つの方法である。

また、3-7-1-(1)-ハについても、請求項数加算に伴う費用負担が平成19年4月以降の出願からかかることになったので、権利化できそうなアイデアであっても請求項には直ちに上げずに、取り敢えずまとめて詳細な説明の欄に予備軍として待機させておく。そして、ライセンス交渉が整ってある程度の実施計画が見えてきた段階で、それに合わせて権利化すべきものについて再度見直しをするのが最良ではないかと思われる。

3-7-1-(1)-イ、ロについては、頭の勝負の領域で経費も掛からないので、しっかりと大学で対応すべきである。その際、その他の実施例は発明を完成させた教員等が最も知っているはずなので、できるだけ協力してもらい明細書を作成すべきである。豊富な実施例は、技術を横に広く展開しながら厚くすることを意味し、強力な権利の構築につながる。

請求範囲の変更は、出願時に開示された範囲内であれば自由にできるが、詳細な説明の欄の実施例の追加や変更はほとんどできない。ただ1年以内であれば、国内優先権制度で新たな実験等の結果（実施例）を追加できるが、そのつど出願費用等がかかる。更に、先の「出願後の論文発表の落とし穴」でも述べたとおり、大学では、出願後直ちに発表し、その後国内優先出願の際に、発表したものから容易で拒絶される事態が発生する。何度も繰り返すが、この問題点を知らない教員等が多いので、よく説明しておく必要がある。これは、拒絶理由通知をにぎりしめた教員等に、知財本部がどなり込まれないためにも、である。

大学における強い特許明細書の作成手順をまとめると

- ① 教員等からの発明届の分析（これを「点」と仮定する）
- ② 調査した先行発明と対比して特許の取れそうな領域の品定め
- ③ その領域に関連した実施例や利点（効果）を実験やブレインストーミングで思いっ限り提供してもらう（この作業の過程で新たな発明が生まれることも少なくない）
- ④ 提出された研究成果物「点」を上位概念の思想に置き換えて「面」に展開
- ⑤ 「面」に展開した思想を裏打ちするための実施例やその効果を補充し「立体」へと構築（出願後の実施例の補充は、国内優先出願以外はできないので要注意）

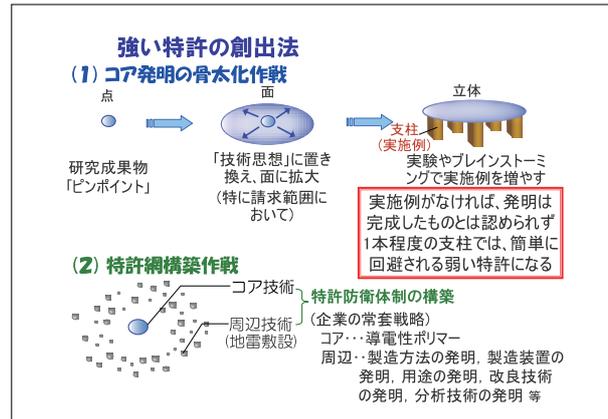


図24

【注】大学からの出願は、経費を考慮し、出願当初は極力請求項の数は少なくしておくことである（請求項数が一項増えるに付き出願手数料、審査請求料、登録料、年金、弁理士費用が、合計で約7万円加算される）。実施契約が結べたあかつきに請求項の再構築を図ることをお勧めしたい。大学の特許管理に企業方式を持ち込むことは、財政の破綻を招きかねない。

4. 特許取得の基礎知識

これまでは、規則等のややこしい話が続いて、いささかうんざり気味かと思うので、内容を変えて、特許取得に関して参考になりそうなことを説明する。これは、発明を創出し、特許出願する側から述べたもので、特許庁で厳格な基準で運用する審査側には役立つ情報にはなっていないことを御了承いただきたい。

4-1. 特許取得の三番勝負

特許取得のためには、以下の勝負に全て勝たないと特許という金メダルを手に入れることはできない。

(1) 第一回戦：「自然法則を利用した技術的思想であること（特許法第29条柱書き）」

発明そのものの定義が特許法で設けられていることは前に説明したとおりであるが、研究者向けに少し観点を改めて説明する（この辺は研究者が結構興味を示してくれる）。何度も繰り返すが、発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいい、産業上利用することができるもの（特許法第29条柱書き）である。

自然法則とは、万有引力の法則、オームの法則、遺伝の法則といった自然界に存在する、物理

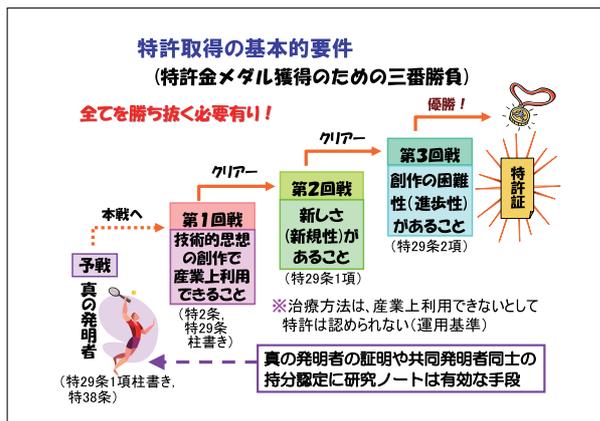


図25

想ということになり、立派な「発明」に変身できる。なお、特許の世界からみると、発見には、実はもう一種類存在する。化学や医薬における用途や効能の発見である。これは今までわかってきた性質以外の新たな性質を発見し、未知なる用途を開拓したとされ、創作の範疇と見なされて特許の対象となる。これが用途発明と言われるものである。このことを知らない医学部の教員等が、せっかく発明したものを企業からまんまと持って行かれたケースがいくつかの大学で実際に起こっている。特に忙しい教員等に対し、このような知財知識をいかに周知させるかは、非常に大きな課題である。

ところで、理学部あたりの教員等からは、数学的計算方法は特許が取れるか、と聞かれたりする。厳密に言えば、計算方法は自然法則の利用というより人間が決めた論理的取り決めであることから、これは発明の範疇には入れられていない。

そうすると、コンピューターソフトも論理的取り決めであるから特許が取れないか、という疑問が出てくる。コンピューターソフトは、別の角度から見れば、機械の操作のための制御手段ということになり、自然法則を利用したものと言えることになる。現に、会計処理のためのコンピューターソフト等も特許として認められており、発明の概念が広がってきていると言える。最近では、ビジネスモデル特許も出願されてきているため、審査官もそのつど頭をひねらされているのが現状である。

更に「技術的思想の創作」という条件がついているが、これは「自然法則を利用したもの」とかなり重複した概念が、念を押して繰り返されていると見て良い。

技術とは、課題を解決するための合理的解決手段と見ることができ、しかも反復の可能性も有するものでなければならない。ただし、これは100%の確率での再現性を求めているのではなく、毛生え薬など万人に再現性がなくても特許は成立していることを見れば、ある一定の割合で結果が出れば良い、ということがわかる。

また、教員等から特に多いのが、「どのような自然法則を利用したのか」つまり『原理・原則をつきとめなければ』あるいは『理論解析ができていなければ』特許は取れないかとの質問であ

的、科学的原理法則をいう。これらの法則自体を見つけ出すことは学問的には大変な偉業である。しかしながら、これはもともと自然界に存在するものなので、これを見つけ出せば「発見」ではあるが、新しいことを創作した「発明」の範疇には入らない。大学の研究の主体は真理の探究で、最後は発見に帰結するため、ほとんどが特許の対象には該当しなくなる。しかし、そこから一工夫して、例えば、引力の法則に従って水は低いところに向かって流れることを利用して水車を作ったとすれば、これは自然法則を利用した技術的思想

第1回戦：技術に関する創作であること
 =自然法則を利用した
 技術的思想の創作であること (特2条)

「自然の原理を利用して、一定の効果を反復継続して得ることのできるものを作り出すこと」を意味する

例えば、脱水機は、洗濯物を金網に入れて高速回転により洗濯物と水を分離するという『遠心力なる自然の原理(自然法則)を利用した技術的思想の創作物』である

「発見」には、特許の観点から二種類存在する

①技術的思想の創作でない発見(特許性なし)
 自然現象の解明や天然物の発見(発明以前から存在)

②技術的思想の創作とされる発見(特許性あり)
 化学物質や医薬等の用途や効能の発見(用途発明)
 これまで分かっていた性質以外の新たな性質を発見し、未知なる用途を開拓することは、創作の範疇と見做されている

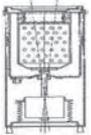


図26

る。前にも述べたように、原理・原則や理論がわからなくても、要は、その技術を用いることによって一定の結果や効果が生じる、つまり因果関係が明確であれば、特許は成立する。特許は、研究の原理、原則や真理を解明する学術の世界とは違い、あくまで実践、実業の世界であり、研究者や技術者でない者でもどんどんと有効な特許が取れる所為でもあるのである。以上のこの条件を一言で言ってしまえば、技術に関する創意工夫ということである。

(2) 第二回戦：「発明が『新規性』を有すること（特許法第29条第1項）」

一番目の勝負に勝った発明であっても、更に第二、第三の勝負に勝ち抜かなければならない。第二回戦は「新規性があること」で、この勝負と次の第三回戦はかなりの強敵である。

新規性があるということは、新しいということ、今までに世の中に知られていないものということである。これは、「世界のどこにおいても知られていないもの」ということは言うまでもなく、できたての発明であっても、世の中に知られたものは新しい発明ではなくなる。

第2回戦：新しさ(新規性)があること

＝新しい技術的思想であること(特29条1項)

新規(新しい)とは、これまで世の中に同じものが
なかったという意味で、
つまり

- ①世界のどこかで公然知られたもの
- ②世界のどこかで公然実施されたもの
- ③世界のどこかで頒布された刊行物記載され、
論文に発表されたもの(インターネットも含む)等は
新規性がなくなり特許はとれない。

(①、②の世界公知性は平成12年より)

注意 出願前に自分自身で発表(学会発表、論文、予稿集、
タイトル、展示等)したり実施したのも、新規性がなく
なり特許性は消滅(自殺発明)



図27

具体的にどんなことかと言うと、出願した発明が、出願した時点で、既に世の中に知られているか、あるいは、論文、雑誌、特許公報等に掲載しているとかの場合である。自分が発表した論文等であっても同様に扱われる。教員達の中には「自分の発表した論文でなぜ認められないのか」と抗議する人もいるが、これはルールなので、如何ともし難い。

このことは非常に大切であるので少し詳しく説明すると

図の①の公然知られたとは、発明の関係者以外の不特定の人、つまり、秘密保持義務のない人が出願前に一人でも知っていれば、これに該当する。であるから、企業の場合、同じ社内の大勢の前で発表しても公然知られたとはならないが、1人でも社外の不特定の人が入っていれば、公然知られたことになる。大学においては、学生には秘密保持義務はないし、教員等もかなり微妙である。学問の自由や教育の場、更にこれまでの大学の文化を考えると、いくら法人化したとは言え、企業の場合と同様に扱うことは当分の間難しいのではないかと考えられる。

図の②の公然実施されたとは、発明品を特許出願前に展示会等に出品した場合である。実際に知られているという事実がなくても(事実があれば①に該当する)実施したことで知られ得る状態にあるだけで、これに該当する。展示会等に出品すれば説明してもらうことが可能な状況にあることが普通であるから、知られ得る状況と言えるのである。

図の③は、出願前に論文等で発表したり、学会発表の際の抄録集等に掲載したり(抄録集等の配布がなく口頭のみ説明は①にあたる)、あるいはインターネットで配信した場合もこれに該当する。この場合、刊行物等やインターネットで見られ得る状態になった時点で、まだ実際に人が見ていなくても新規性はなくなるので要注意である。特許公報も同様に扱われるが、まったく同じ内容の発明が出願される確率は極めて少なく、ほとんどが自分の発表したものでだめになっている。特に教員等には、法人化直後は自分で自分の発明を殺してしまう(私はこれを「自殺発明」と呼んでいる)ケースが多く見られたが、今では徐々に減ってきている。一般的に有効な発明ほど第三者にとっては邪魔になるため、①～③の事実をどこかで見つけ、特許が成立した後でも無効審判等で潰しにかかってくるので、十分に気をつけなければならない。

なお、上記①と②に世界公知性が加わったのは（③は以前から）、平成12年からで、これもインターネット等の情報通信網の発達による外国技術の安易な模倣を防止するためである。

ところで、うっかり論文や学会等で発表した場合に、6ヶ月以内であれば、例外的に救済できる制度が設けられている（しかし、この制度の利用は不利な点が多いので、山口大学では推奨していない）。しかしやむをえず使わざるを得ない事態もないとは言い切れないので、制度の概略だけでも一応説明しておく。

新規性喪失の例外規定（特許法第30条）

以下の5つの場合のみ新規性を喪失しても救済することが可能な制度である。

① 抄録・論文集等に載せたりインターネットで発表した場合

② 発明の技術的効果の確認のための試験を行った場合

※ 注意！ ユーザーの反応を見るための試験販売は該当しない

③ 特許庁長官が指定する学術団体の研究集会で文書をもって発表した場合

（口頭ではその事実をその後に証明しにくいいためか、文書発表に限られている）

※ 注意！ 大学内での卒論・修論の発表会等について、大学主催であれば特許庁長官が指定する学術団体の研究集会和認められるが、各学部、学科等の独自発表会には適用されないもので、できるだけ大学主催に変更しておくことが重要である。また、有名な学術団体でも特許庁長官の指定を受けていないものが時々あるので、発表者はそのつど確認しておくことが必要である（できれば特許庁長官の指定の条件は不要にしてほしいところである）。

④ 政府や地方公共団体が開催する博覧会に出品した場合

※ 注意！ 国立大学は、法人化前は政府系として認められたが、現在は適用されない

⑤ 意に反して新規性を失った場合

以上の場合6ヶ月以内に特許出願をし、それと同時に例外規定の適用を受けようとする旨を願書に記載し（後からでは無効）、その後30日以内にこの規定の適用が受けられる発明であることを証明できる書面を提出しなければならない（前にも述べたように、この6ヶ月を米国並みに1年にしてほしいものである）。

⑤の場合は、発明が他人に盗まれて公知になった場合が典型であるが、その事実を覚知した時には直ちに上申書等で特許庁に提出しておくことが賢明の方法である。

また、①～⑤の事実を知った第三者が真の発明者より先に出願をしてしまった場合には、真の発明者といえども権利は取れなくなってしまうことが大きな問題で、大学では極めて起きやすい環境にある。勿論、発明者でない者が盗んで出願すれば、冒認出願として取り消されるが、その事実を証明することは至難のこととなる。更に、後から出願する第三者は特許法を有効に活用（悪用）して、発表者のアイデアを基に改良して出願する傾向にあるので、それを排除しようとするのは、ほとんど不可能となる。

ところで以前は発表したものと出願したものが実質的に同一でないと例外規定の適用を受け入れられなかったが、平成11年の法改正で、類似の範囲のものまで適用されることになった。刻一刻と内容が進歩する大学の研究現場において、大変有り難い措置である。

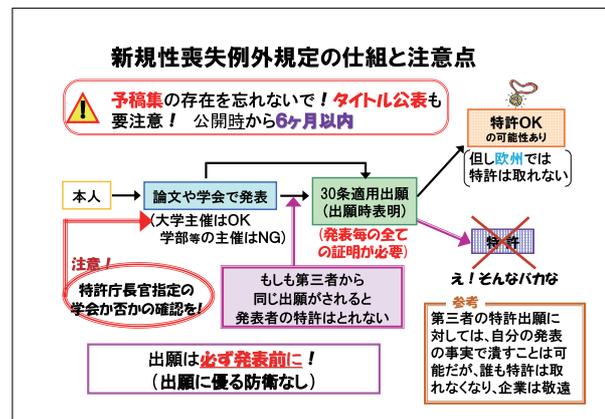


図28